

令和4年度

第2回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 令和5年3月1日（水）午後2時00分

場所 豊山町役場 会議室5

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療グループ

<このページは空白です。>

## 目次

令和5年度の国民健康保険税率（案）について【報告事項】 .....	- 1 -
1 令和5年度の国民健康保険税率（案）について .....	- 1 -
（1）令和5年度の国民健康保険税率（案） .....	- 1 -
（2）国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額 .....	- 3 -
（3）国民健康保険税改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数 .....	- 4 -
（4）国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション .....	- 5 -
2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案） .....	- 6 -
（1）国民健康保険税率改定内容 .....	- 6 -
3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果 .....	- 9 -
（1）国民健康保険事業費納付金【本算定結果】 .....	- 9 -
（2）豊山町の標準保険料率【本算定結果】 .....	- 10 -
制度改正について【報告事項】 .....	- 11 -
1 出産育児一時金の増額について .....	- 11 -

## 令和5年度の国民健康保険税率（案）について【報告事項】

### 1 令和5年度の国民健康保険税率（案）について

第1回国民健康保険運営協議会（令和4年12月21日開催）に諮問した「令和5年度の国民健康保険税率（案）」について、答申された事項を踏まえ、令和5年度の国民健康保険税率を次のとおり設定した。

#### （1）令和5年度の国民健康保険税率（案）

令和4年度の国保税率（案）で試算した賦課総額は4億723万円（対前年度比4.0%増）となり、また、一人当たりの調定額は122,285円（対前年度比4,391円3.7%増）となる。

税率一覧表は次ページを参照。

区分		標準保険料率（本算定）		R4年度（現行）		R5年度（案）	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	6.72%	55.6	6.25%	55.7	6.30%	55.0
	均等割	29,070円	44.4	24,400円	44.3	25,400円	45.0
	平等割	18,803円		22,100円		23,100円	
後期	所得割	2.68%	55.1	2.20%	54.7	2.30%	53.0
	均等割	11,253円	44.9	7,900円	45.3	8,900円	47.0
	平等割	7,279円		9,300円		10,300円	
介護	所得割	2.30%	56.7	2.05%	59.5	2.07%	56.5
	均等割	11,975円	43.3	8,000円	40.5	9,000円	43.5
	平等割	5,922円		7,000円		8,000円	
賦課総額（一般）（※1）		430,757,212円		391,419,892円		407,233,573円	
対前年度		—		—		+15,813,681円 4.0%	
対標準保険料率		—		▲39,337,320円		▲23,523,639円	
調定額（一般）（※2）		386,114,743円		351,090,607円		364,163,538円	
対前年度		—		—		+13,072,931円 3.7%	
対標準保険料率		—		▲35,024,136円		▲21,951,205円	
一人当たりの調定額		129,656円		117,894円		122,285円	
対前年度		—		—		+4,391円 3.7%	
対標準保険料率		—		▲11,762円		▲7,371円	

（※1）令和4年11月末現在の被保険者データで試算

被保険者数（一般） 2,978人

（※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

(2) 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額

モデル区分		R 4 年度	R 5 年度	
				R4 年度との比較
1	～39 歳【1人世帯】 所得 0 万円	19,000	20,200	+1,200 円
2	40～64 歳【1人世帯】 所得 0 万円	23,500	25,300	+1,800 円
3	65～74 歳【1人世帯】 所得 0 万円	19,000	20,200	+1,200 円
4	65～74 歳【1人世帯】 所得 100 万円	79,900	82,800	+2,900 円
5	65～74 歳夫婦【2人世帯】 所得 200 万円	228,600	237,000	+8,400 円
6	～39 歳夫婦+子 1 人【3人世帯】 所得 0 万円	38,400	40,800	+2,400 円
7	～39 歳 1 人親+子 2 人【3人世帯】 所得 50 万円	70,000	74,100	+4,100 円
8	40～64 歳夫婦+子 1 人【3人世帯】 所得 150 万円	233,300	243,900	+10,600 円
9	40～64 歳夫婦+子 2 人【4人世帯】 所得 400 万円	558,300	577,400	+19,100 円

(3) 国民健康保険税改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数

R5 年度 国保税増減額 (対 R4 年度)		世帯数 (割合)	
増 額	6 万円以上	1 世帯	(0.1%)
	4 万円以上 6 万円未満	13 世帯	(0.7%)
	2 万円以上 4 万円未満	89 世帯	(4.8%)
	2 万円未満	1,769 世帯	(94.4%)
	増額世帯計	1,872 世帯	(100.0%)
減額世帯		0 世帯	(0.0%)
合計世帯数		1,872 世帯	(100%)

※令和 4 年 11 月末現在の被保険者データで試算

(4) 国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション

豊山町国民健康保険事業推計シミュレーション

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (11月時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
世帯数	2,027	1,963	1,946	1,911	1,872	1,835	1,799	1,764	1,729
前年比率		-3.16%	-0.87%	-1.80%	-2.04%	-1.97%	-1.97%	-1.97%	-1.97%
被保険者数	3,448	3,277	3,187	3,063	2,978	2,871	2,768	2,669	2,573
前年比率		-4.96%	-2.75%	-3.89%	-2.78%	-3.59%	-3.59%	-3.59%	-3.59%
療養給付費	788,369,880	740,083,537	714,727,572	715,381,095	692,846,591	671,021,923	649,884,732	629,413,363	609,586,842
前年比率		-6.12%	-3.43%	0.09%	-3.15%	-3.15%	-3.15%	-3.15%	-3.15%
一人当たり療養給付費	228,646	225,842	224,263	233,556	233,729	233,901	234,075	234,248	234,421
前年比率		-1.23%	-0.70%	4.14%	0.74%	0.74%	0.74%	0.74%	0.74%

試算① 令和5年度で法定外繰入金を解消する場合

①保険税賦課総額							←賦課総額		
R5で法定外解消	386,648,795	384,492,596	385,888,412	372,675,455	392,008,264	442,847,638	13%		
前年比率		-0.56%	0.36%	-3.42%	5.19%	12.97%			
①法定外繰入金	84,507,000	65,949,000	45,998,000	15,053,000	10,528,750	0			
前年比率		-21.96%	-30.25%	-67.27%	-30.06%	法定外解消			

試算② 令和5年度より毎年賦課総額を4%増額して法定外繰入金を解消する場合

②賦課総額									
R5より毎年4%増	386,648,795	384,492,596	385,888,412	372,675,455	392,008,264	407,233,573	408,039,000	408,815,000	409,564,000
前年比率		-0.6%	0.4%	-3.4%	5.2%	3.9%	0.2%	0.2%	0.2%
②法定外繰入金	84,507,000	65,949,000	45,998,000	15,053,000	10,528,750	32,537,000	19,202,000	5,388,000	-8,921,000
前年比率		-22.0%	-30.3%	-67.3%	-30.1%	209.0%	-41.0%	-71.9%	法定外解消



## 2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）

### （1）国民健康保険税率改定内容

令和5年度の国民健康保険税について、資料2ページの国民健康保険税率（案）に改定するため、豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

条例	改正の概要
第2条 第23条	基礎課税額（賦課限度額） 医療給付費分 630,000円 → 650,000円 後期支援金分 190,000円 → 200,000円
第3条	医療給付費分 所得割率 6.25% → 6.30%
第5条	医療給付費分 均等割額 24,400円 → 25,400円
第5条の2	医療給付費分 平等割額（①，②以外） 22,100円 → 23,100円 特定世帯① 11,050円 → 11,550円 特定継続世帯② 16,575円 → 17,325円
第6条	後期支援金分 所得割率 2.20% → 2.30%
第7条の2	後期支援金分 均等割額 7,900円 → 8,900円
第7条の3	後期支援金分 平等割額（①，②以外） 9,300円 → 10,300円 特定世帯① 4,650円 → 5,150円 特定継続世帯② 6,975円 → 7,725円
第8条	介護納付金分 所得割率 2.05% → 2.07%
第9条の2	介護納付金分 均等割額 8,000円 → 9,000円
第9条の3	介護納付金分 平等割額 7,000円 → 8,000円
第23条	税率改定に伴う均等割の軽減額の改正 7割軽減 医療給付費分 17,080円 → 17,780円 後期支援金分 5,530円 → 6,230円 介護納付金分 5,600円 → 6,300円

5割			
医療給付費分		12,200円	→ 12,700円
後期支援金分		3,950円	→ 4,450円
介護納付金分		4,000円	→ 4,500円
2割			
医療給付費分		4,880円	→ 5,080円
後期支援金分		1,580円	→ 1,780円
介護納付金分		1,600円	→ 1,800円
税率改定に伴う平等割の軽減額の改正			
7割軽減			
医療給付費分	①, ②以外	15,470円	→ 16,170円
	特定世帯①	7,735円	→ 8,085円
	特定継続世帯②	11,603円	→ 12,128円
後期支援金分	①, ②以外	6,510円	→ 7,210円
	特定世帯①	3,255円	→ 3,605円
	特定継続世帯②	4,883円	→ 5,408円
介護納付金分		4,900円	→ 5,600円
5割軽減			
医療給付費分	①, ②以外	11,050円	→ 11,550円
	特定世帯①	5,525円	→ 5,775円
	特定継続世帯②	8,288円	→ 8,663円
後期支援金分	①, ②以外	4,650円	→ 5,150円
	特定世帯①	2,325円	→ 2,575円
	特定継続世帯②	3,488円	→ 3,863円
介護納付金分		3,500円	→ 4,000円
2割軽減			
医療給付費分	①, ②以外	4,420円	→ 4,620円
	特定世帯①	2,210円	→ 2,310円

	特定継続世帯② 3, 315円 → 3, 465円 後期支援金分 ①, ②以外 1, 860円 → 2, 060円 特定世帯① 930円 → 1, 030円 特定継続世帯② 1, 395円 → 1, 545円 介護納付金分 1, 400円 → 1, 600円
第23条2項	税率改定に伴う未就学児均等割に係る軽減額の改正 7割軽減世帯 医療給付費分軽減額① 20, 740円 → 21, 590円 後期支援金分軽減額② 6, 715円 → 7, 565円 5割軽減 医療給付費分軽減額③ 18, 300円 → 19, 050円 後期支援金分軽減額④ 5, 925円 → 6, 675円 2割軽減 医療給付費分軽減額⑤ 14, 640円 → 15, 240円 後期支援金分軽減額⑥ 4, 740円 → 5, 340円 軽減なし 医療給付費分軽減額⑦ 12, 200円 → 12, 700円 後期支援金分軽減額⑧ 3, 950円 → 4, 450円

軽減種別	改正	軽減基準所得（世帯主及び国保加入者等の合計所得） ※国保加入者等：国保加入者及び国保から後期高齢者医療に移行した人
7割軽減	改正なし	基礎控除額43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	改正前	基礎控除額43万円+ <u>28.5万円</u> ×（国保加入者等の人数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
	改正後	基礎控除額43万円+ <u>29万円</u> ×（国保加入者等の人数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	改正前	基礎控除額43万円+ <u>52万円</u> ×（国保加入者等の人数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
	改正後	基礎控除額43万円+ <u>53万5千円</u> ×（国保加入者等の人数）+10万円×（給与所得者等の数-1）

### 3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果

令和5年1月20日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の本算定結果』が示された。

#### (1) 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】

豊山町の国民健康保険事業費納付金【本算定結果：一般】

R5本算定結果 ①	R5仮算定結果 ②	R4本算定結果 ③	R5仮算定との差 =①-②	R4本算定との差 =①-③
466,505,048円	463,917,498円	429,507,146円	2,587,550円	36,997,902円

豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金

市町村名	R5本算定結果 ①		R4本算定結果 ③		R4本算定との差 =①-③
	一人当たりの納付金	順位(※)	一人当たりの納付金	順位(※)	
豊山町	156,074円	29位	143,792円	30位	12,282円
春日井市	155,047円	31位	141,273円	34位	13,774円
小牧市	157,922円	21位	145,986円	21位	11,936円
清須市	159,208円	19位	145,620円	23位	13,588円
北名古屋市	161,113円	16位	148,230円	17位	12,883円
大口町	164,818円	12位	151,497円	11位	13,321円
扶桑町	149,071円	46位	138,809円	41位	10,262円
県平均	158,002円	—	144,816円	—	13,186円

※ 順位は全54市町村中、高い順

(2) 豊山町の標準保険料率【本算定結果】

区分		R5本算定結果	応能応益割合	R4本算定結果	応能応益割合
医療	所得割	6.72%	55.6	6.05%	54.6
	均等割	29,070円	44.4	25,853円	45.4
	平等割	18,803円		17,003円	
後期	所得割	2.68%	55.1	2.29%	54.4
	均等割	11,253円	44.9	9,521円	45.6
	平等割	7,279円		6,262円	
介護	所得割	2.30%	56.7	2.46%	55.2
	均等割	11,975円	43.3	12,619円	44.8
	平等割	5,922円		6,297円	
計	所得割	11.70%		10.80%	
	均等割	52,298円		47,993円	
	平等割	32,004円		29,562円	
賦課総額（一般）（※1）		430,757,212円		386,846,000円	
調定額（一般）（※2）		386,114,743円		341,439,000円	
一人当たりの調定額		129,656円		110,677円	

(※1) 令和4年11月末現在の被保険者データで試算

被保険者数（一般） 2,978人

(※2) 調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

## 制度改正について【報告事項】

### 1 出産育児一時金の増額について

社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、令和4年12月26日付け厚生労働省保健局国民健康保険課からの事務連絡において出産育児一時金の支給額引き上げについて通知がありました。

これに伴い、出産育児一時金の額を変更するため、豊山町国民健康保険条例の改正を行います。

#### ■改正内容

条例中に規定する出産育児一時金の金額を次のとおり改める。

	出産育児一時金	健康保険法施行令第36条ただし書き に規定する出産の場合の加算額
改正前	408,000円	12,000円
改正後	488,000円	12,000円

#### ■施行期日

令和5年4月1日